〇国土交通省告示第九百七十七号

号 \mathcal{O} 五 構 年 並 建 造 び 築 建 部 設 12 基 省 第 準 分 令 法 \mathcal{O} 八 第 + 構 施 浩 几 行 方 条 令 十 第 号 法 昭 に 関 第 項 和 第 す る + 条 安 号 \mathcal{O} 五 全 1 年 上 第 及 政 び 令 必 要 第 第 項 な 第 号 技 百 \equiv 号 術 1 + 的 並 口 (2)八 基 び 号) 潍 (jj) 12 を 第 \mathcal{O} 第 定 規 三 三 定 項 \Diamond + 12 る 並 等 基 び 六 \mathcal{O} づ に 条 き 件 建 \mathcal{O} 築 等 第 膜 基 \mathcal{O} 構 準 ___ 五. 部 造 法 を 施 \mathcal{O} 第 改 建 行 TE. 築 規 八 す 物 則 + る 条 又 告 は 昭 \mathcal{O} 示 建 和 第 を 築 次 + 物

令和六年六月二十八日

 \mathcal{O}

ょ

う

12

定

 \Diamond

る

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

膜 構 造 \mathcal{O} 建 築 物 又 は 建 築 物 \mathcal{O} 構 造 部 分 \mathcal{O} 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定 \Diamond る 等

の件等の一部を改正する告示

膜 構 造 \mathcal{O} 建 築 物 又 は 建 築 物 \mathcal{O} 構 造 部 分 \mathcal{O} 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定 \Diamond る 等 \mathcal{O}

件の一部改正)

第 等 \mathcal{O} 条 件 膜 亚 構 成 造 + \mathcal{O} 兀 建 年 築 玉 物 土 又 交 は 通 建 省 築 告 物 示 \mathcal{O} 第 構 六 浩 百 部 六 分 + \mathcal{O} 六 構 号 造 方 \mathcal{O} 法 に 部 関 を す 次 る 安 \mathcal{O} 全 ょ う 上 に 必 改 要 正 な す 技 る 術 的 基 潍 を 定 8 る

規 次 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 表 傍 に 線 ょ を り 付 改 L た 正 部 前 分 欄 \mathcal{O} に ょ 掲 う げ 12 る 改 規 \Diamond 定 \mathcal{O} 傍 改 正 線 前 を 欄 付 に L 掲 た げ 部 る 分 を そ \mathcal{O} 標 れ 記 に 部 順 分 次 に 対 応 す 重 る 傍 線 改 を 正 付 後 L 欄 た に 規 掲 定 げ

る

部分に二 で改正後欄にこれに 一重傍線 を 付 対応するものを掲げてい L た規定で 改 Ē 前欄 にこれ な 12 **(**) 対 ŧ 応 \mathcal{O} する は、 ŧ これを削 のを掲げ り、 げ 7 改 11 ない 正 後 欄 ŧ に \mathcal{O} は、 掲げるそ これ を加え \mathcal{O} 標記

lke)	lke)	 造用ケーブルが膜材料等に生ずる力を直接負担する構造とするこれがう。)を千平方メートル以下とし、かつ、周囲の骨組等及び構積又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積(以下「投影面積」という。)又は膜面の周囲の構造用ケーブルで囲まれる部分の水平投影面成する部材その他の剛性を有する部材(以下「骨組等」という。	(は、「計画等・たり。」下同じ。)のうち骨組を構は構造用ケーブルにより荷(張力を導入した膜材料等 ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	てつたいででできるところによる。 じ、当該各号に定めるところによる。 物又は建築物の構造部分の構造方法は、次に掲げる膜 2 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	改正後
	における支点間距離する力を直接負担するとすること。この場合鉛直投影面積のうち鼻	二百一号)第八十五条第二項、第六項若しくは第七項に規定する安全であることが確かめられた建築基準法(昭和二十五年法律第とすること。ただし、第五に定める構造計算によって構造耐力上」という。)の建築物全体における合計は、千平方メートル以下又は鉛直投影面積のうち最も大きい面積(以下「膜面の投影面積	ジョ漬り つせってさい 写墳(从で「真」が「真」を負担するものをいう。以下同じ。)の水材料等と一体となる骨組又は構造用ケーブ上主要な部分に用いる膜面(張力を導入し上主要な部分に用いる膜面(張力を導入し	じ 物	改正前

ハ~ホ

サスペンション膜構造 次のイ及び口に定めるところによること

。)であって強風時において当該仮設建築物を撤去若しくは膜下 ろしをすることを条件として特定行政庁の許可を受けた場合又は 次に定める構造方法とした場合においては、この限りでない。 は第七項に規定する仮設建築物 昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第二項、 生ずる力を直接負担する構造とすること。 囲の構造用ケーブルで囲まれる部分の投影面積を千平方メートル 以下とし、 分の安全上支障のある変形又は損傷が生じない構造とすること 構造耐力上主要な部分に用いる膜面のうち骨組等又は膜面 膜材料等の破損により支柱の倒壊その他構造耐力上主要な部 かつ、 周囲の骨組等及び構造用ケーブルが膜材料等に (以下単に「仮設建築物」という ただし、 第六項若しく 建築基準法 一の周

投影面積千平方メー トル以内ごとに膜面を分割した構造とす

第二

2 る基準に適合しなければならない。 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、 次に掲げ

一~六 略)

値の一パーセント以上であり、 ニュートン以上であること。 コーティング材の密着強さの基準値は、膜材料の引張強さの基準 かつ、幅 ーセンチメートルにつき十

基準値に一センチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以引裂強さの基準値は、百ニュートン以上であり、かつ、引張強さ

円弧屋根面とすること。

ハ~ホ

サスペンション膜構造 次のイ及びロに定めるところによること

件として特定行政庁の許可を受けた場合にあっては、 築物であって強風時において当該仮設建築物を撤去することを条 おける合計は、 構造耐力上主要な部分に用いる膜面の投影面積の建築物全体に 千平方メートル以下とすること。 ただし この限りで

(新設)

(新設)

略

口

第二 (略)

| 2 | 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料は、 に掲げる基準に適合しなければならない。

次の各号

一~六 (略)

七 コーティング材の密着強さの基準値は、膜材料の引張強さの一パ であること。 ーセント以上、かつ、幅一センチメートルにつき十二ュートン以上

十 引裂強さの基準値は、百ニュートン以上、かつ、引張強さに一セ ンチメートルを乗じて得た数値の十五パーセント以上であること。

+-·+=

3 次に掲げる基準に適合しなければならない。 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィルムは

一 ~ 六 (略)

得た数値の十五パーセント以上であること。 ン以上であり、かつ、引張強さの基準値に十ミリメートルを乗じて 引裂強さの基準値は、 厚さ一ミリメートルにつき百六十ニュート

八 • 九

4

5 とする場合においては、この限りでない。 法と同等以上に膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるもの る接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方 の各号のいずれか(膜構造用フィルムにあっては、第一号二)に定め は、膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接合 5

次の表に定める膜材料等の種類に応じた次に定める接合方法 ること。 縫製する接合方法をいう。 縫製接合(接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に 以下同じ。) 次に定めるところによ

(1) (3)

得た数値以上とすることができる。 場合は、 る構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた ○・七を乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定め 接合部の引張強さは、 第八に規定する各糸方向の基準強度に○・六を乗じて 第八に規定する各糸方向の基準強度に

合方法をいう。 分のコーティング材を溶融し、 熱風溶着接合(熱風により、 以下同じ。) 当該接合する膜材料を圧着する接 接合する膜材料の重ね合わせた部 次に定めるところによること。

3 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜構造用フィ 次の各号に掲げる基準に適合しなければならない。 ールムは

一~六 (略)

パーセント以上であること。 ン以上、かつ、 引裂強さの基準値は、厚さ一ミリメートルにつき百六十ニュ 引張強さに十ミリメートルを乗じて得た数値の十 | |-

Ŧ.

八 • 九

とする場合においては、この限りでない。 法と同等以上に膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるもの る接合方法としなければならない。ただし、次の各号に掲げる接合方 の各号のいずれか(膜構造用フィルムにあっては、第一号二)に定め は、膜材料等が相互に存在応力を伝えることができるものとして、次 構造耐力上主要な部分に用いる膜面に使用する膜材料等相互の接

イ 次の表に定める膜材料等の種類に応じた次に定める接合方法 縫製する接合方法をいう。 縫製接合(接合する膜材料の重ね合わせた部分を端部と平行に 以下同じ。) 次に定めるところによ

(1) (3)

ること。

使用する膜材料の引張強さに〇・六を乗じて得た数値以上とす 算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、 乗じて得た数値以上とすること。ただし、第五に定める構造計 ることができる。 接合部の引張強さは、 使用する膜材料の引張強さに○・七を

口 合方法をいう。 分のコーティング材を溶融し、 熱風溶着接合 以下同じ。) (熱風により、 当該接合する膜材料を圧着する接 次に定めるところによること。 接合する膜材料の重ね合わせた部

(1) (3)

(4) 場合は、 得た数値以上とすることができる。 る構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた ○・八を乗じて得た数値以上とすること。 接合部の引張強さは、 第八に規定する各糸方向の基準強度に○・七を乗じて 第八に規定する各糸方向の基準強度に ただし、 第五に定め

(略)

以下同じ。) 分を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合方法をいう。 た溶着フィルム又は接合する膜構造用フィルムの重ね合わせた部 の重ね合わせた部分のコーティング材若しくは当該部分に挿入し 熱板溶着接合(熱板を押し当てることにより、接合する膜材料 次に定めるところによること。

(1) • (2) 接合部の引張強さは、 当該(三又は(三に定めるところによること。

次のji又はjiiに掲げる膜材料等の種

(i) に応じ、 (g) 第五に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが 準強度に一・二を乗じて得た数値以上とすること。 膜構造用フィルムのロール方向及びロー て得た数値以上とすることができる。 かめられた場合は、 ル方向及びロール直交方向の第二基準強度に一・一を乗じ 第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム 第八に規定する膜構造用フィルムのロ ル直交方向の第二基 第八に規定する

(4) (1) **接** (3) 乗じて得た数値以上とすること。 接合部の引張強さは、

使用する膜材料の引張強さに○・八を

ただし、

第五に定める構造計

算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、 ることができる。 『用する膜材料の引張強さに○・七を乗じて得た数値以上とす

以下同じ。) 分を溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合方法をいう。 た溶着フィルム又は接合する膜構造用フィルムの重ね合わせた部 の重ね合わせた部分のコーティング材若しくは当該部分に挿入し 熱板溶着接合(熱板を押し当てることにより、接合する膜材料 次に定めるところによること。

(1) • (2) **略**

ころによること。 接合部の引張強さは、膜材料等の種類に応じて次に定めると

よって構造耐力上安全であることが確かめられた場合は、 得た数値以上とすること。 用フィルムの伸び率十パーセント時の応力に一・二を乗じて する膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力に 第三項第二号に掲げる膜構造用フィルム を乗じて得た数値以上とすることができる。 ただし、第五に定める構造計算に 使用する膜構造 使

()	
掲げる膜構造用フィルムる膜材料又は第三項第二号に表にの表の⑴に掲げ	膜材料等の種類
熱板溶着接合	接合方法

(-)

る膜材料又は第三項第二号に 掲げる膜構造用フィルム

熱板溶着接合

項第二号の表の日に掲げ

膜材料等の

種 類

接合方法

			0	0 85			
二 八 てさ 刊詞	該 お 分 時	一	3 めい ろて会	2 第 五	6 5 <u>-</u> 9 5	(Ξ)	(_)
の表の短期に対象の短期に対象の短期に対象の一)以間では対象の一)以際では、対象のののののののののののののののののののののでは、対象ののののののののののでは、対象のののののののののののでは、対象のののののののののでは、対象のののののでは、対象ののをののでは、対象ののをののでは、対象ののをのをのでは、対象ののをのをのでは、対象ののをのをのでは、対象ののをのをのでは、対象ののをのをのでは、対象ののをのをのをのでは、対象のをのをのをのでは、対象のをのをのをのをのをのでは、対象のをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのをのを	変形量が当該膜面における支ける膜材料等の部分の常時のの一に相当する風圧力によっ(同表に定めるWについては	の短期に四離が四	める構造計算を行うこと。いて、次の各号に掲げる膜面の部分へ第八十二条第二号の表の荷重及	(略) (略)	9 (略) (略)	外の膜材料()及び))に掲げる膜材料等以	に掲げる膜材料 第二項第二号の表の①又は②
る力について、積用の一部を構造用囲の一部を構造用開の一部を構造用	点間距離のそれぞれ十五分の一及び状態からの相対変形量を計算し、当て当該部分に生ずる力とする。)にの第八十七条に規定する風圧力の二	カル	の構造方法に応じ、当該各号に定び外力について想定する状態にお			められた接合 応力を伝達できることが確かの他の実況に応じた実験によの他の実況に応じた実験によめられた接合	合の一般では熱板溶着接合では熱板溶着接合では熱風溶着接合で、高いる。
	O	.)型、 丁	定 お				
_	0 1 (6 1		3	2 第	6		
二の着二部	i	一 ;	3 定 い	五.	9 ((三)	(二)
号の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表		第八十二条第二号の表の一膜面における支点間距	3	2 (略) 第五 (略)	6~9 (略)	三外の膜材料の膜材料等以	に掲げる膜材料に掲げる膜材料

1~6 (略) 一つては、いずれも十分の一)以下であることを確かめること。 一つては、いずれも十分の一)以下であることを確かめること。 が十分の一(その膜材料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定 当該変形量が当該膜面における支点間距離のそれぞれ十五分の一及 という。 当該変形量が当該膜面における支点間距離のでれぞれ十五分の一及

4

下であることを確かめること。
部分に膜構造用フィルムを使用する場合にあっては、十分の一)以料の部分の周囲の一部を構造用ケーブルに定着させた場合又は当該当該変形量が当該膜面における支点間距離の十五分の一(その膜材当該変形量が当該膜面における支点間距離の十五分の一(その膜材

4~6 (略

(テン 1 倉 庫 建 築 物 \mathcal{O} 構 造 方 法 に 関 す る 安 全上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定 \Diamond る 等 \mathcal{O} 件 \mathcal{O} 部 改 正

第二 条 テン 1 倉 庫 建 築 物 \bigcirc 構 造 方 法 に 関 す る 安 全 上 必 要 な 技 術 的 基 準 を 定 \Diamond る 等 \mathcal{O} 件 平 成 + 兀 年

玉 土 交通 省告 示 第 六 百 六 + 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分をこれ に 順 次 対 応する改 Ē 後 欄 に 撂

げ

る 規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る。

7・8 (略) 三 (略) ニュー(戦)	7・8 (略) 三 (略)
、・ニ (各) 数値に○・七を乗じて得た数値以上とすること。 四 接合部の引張強さは使用するテント倉庫用膜材料の引張強さの	・ ること。 接合部
上にいる。	上言にいている。
合方去をいう。以下司じ。)のいずれかとし、欠こ定めるところこ人した溶着フィルムを溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接る膜材料等の重ね合わせた部分のコーティング材又は当該部分に挿同し、この素も溶え指名(素もを打し当っそことにより、技名で	合方去をいう。以下司じ。このいずのかとし、欠こ官のるところころした溶着フィルムを溶融し、当該接合する膜材料等を圧着する接合関材料等の重ね合わせた部分のコーティング材又は当該部分に挿し、「別に素材溶着接合(素材を排し当でそことにより、持名で
(热文と甲ン台でないとこと)、材料等を圧着する接合方法をいう等の重ね合わせた部分のコーティ語』を選択者を	(热豆と甲ン6CSLCC)、妾合材料等を圧着する接合方法をいう。以等の重ね合わせた部分のコーティング
大い司ン。)、ロ(熱風により、ロ(熱風により、	人、引い。)、馬司皮容膏安全ング材を溶融し、当該接合する膜口(熱風により、接合する膜材料の
~ 合 わ	~ 合 わ
に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める接合としは、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号2~5 (略)	に掲げる膜材料等の種類に応じ、当該各号に定める接合としなければは、膜材料等の存在応力を伝えることができるものとして、次の各号2~5 (略)第二 (略)
改 正 前	改 正 後

建 築 基 準 法 施 行 令 第三 + 六 条 \mathcal{O} 第 五 号 \mathcal{O} 玉 土 交 通 大 臣 が 指 定 す る 建 築 物 を 定 \Diamond る 件 \mathcal{O} 部 改 正

第三 条 建 築 基 潍 法 施 行 令 第三十 - 六 条 0 第 五. 号 \mathcal{O} 玉 土 交 通 大 臣 が 指 定 す る 建 築 物 を 定 \Diamond る 件 平

成

+ 九 年 国 土 交 通 省 告 示 第 五 百 九 十三号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改 正 す る。

定 \mathcal{O} 次 傍 \mathcal{O} 線 表 を に 付 ょ り、 L た 部 改 正 分 前 \mathcal{O} ょ 欄 う に に 掲 改 げ る \Diamond 規 定 改 正 \mathcal{O} 後 傍 線 欄 を に 掲 付 げ L た る そ 部 \mathcal{O} 分 標 を $\sum_{}$ 記 部 れ に 分 対 に二 応 す 重 傍 る 線 改 を 正 付 後 欄 L た に 規 掲 定 げ で る 改 規

正

(2) (略)	円弧屋根	四メートル以下とすること。 等を支持するものに限る。)の相互間の距離をいう。)は、材料等との定着部又は接触部(荷重及び外力に応じて膜材料道・膜面における支点間距離(骨組等又は構造用ケーブルと膜造さすること。	一、周囲の骨組等が膜材料等に生ずる力を直接負担する構いて、周囲の骨組等が膜材料等に生ずること。この場合にお膜面の部分の水平投影面積又は鉛直投影面積のうち最も大きの剛性を有する部材(以下「骨組等」という。)で囲まれるものをいう。以下同じ。)のうち骨組を構成する部材その他なる骨組又は構造用クーフルにより荷重及び外方を負担する	膜材	① 次の⑴から⑾までに規定する構造方法に該当するものつ やり⑴及て⑵に該当するもの	建筑築	八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造一〜七 (略)	百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。指定する建築物は、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四	3ものとして、構造又は規模を限って国土交通大臣がって地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握す来の二第五号の規定に基づき、その安全性を確かめる1(昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」と	改正後
(2) (略)	(新設)	(新設)		(新設)	ロ①から③までに規定する構造方法に該当するもの① 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第一第二項第一号へ 20(1及6)に該当するもの	建築物で	八 平成十四年国土交通省告示第六百六十六号に規定する骨組膜構造一〜七 (略)	百七十四号に規定する特定畜舎等建築物を除く。)とする。指定する建築物は、次に掲げる建築物(平成十四年国土交通省告示第四	るものとして、構造って地上部分の各階条の二第五号の規定令(昭和二十五年政	改正前

口



口



定 建 \Diamond 築 る 基 基 潍 潍 法 に 施 従 行 0 令 た 第 構 造 八 計 +算 条 に ょ 第 り 膜 項 第 構 造 号 \mathcal{O} 建 1 築 又 物 は 又 同 は 条 第 建 築 項 物 第二 \mathcal{O} 構 号 造 部 1 に 分 規 \bigcirc 定 安 す 全 る 性 を 玉 土 確 交 か 通 \Diamond 大 た 場 臣 が

の構造計算書を定める件の一部改正)

第 場 臣 兀 正 す 合 が 条 る 定 \mathcal{O} 構 \Diamond 建 造 る 築 基 基 計 準 算 潍 書 に 法 を 従 施 定 0 行 \Diamond た 令 る 構 第 件 造 八 計 + 平 算 成 に 条第二 十 ょ 九 り 年 膜 項 第 国 構 土 造 交 号 \mathcal{O} 建 1 通 又 省 築 告 物 は 示 又 同 第 は 条 第二 八 建 築 百 物 項第二号 + \mathcal{O} 八 構 号 造 部 1 分 に \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 安 定す 部 全 を 次 性 る 玉 \mathcal{O} を ょ 土 確 う 交 か 通 に \otimes た 改 大

これ る た そ 部 次 を \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 加 を 表 標 える。 に 記 ょ 部 れ り、 分 に 対 に 応 改 重 正 す 傍 る 前 線 欄 改 に を 正 付 後 掲 げ L 欄 た る に 規 規 掲 定 定 げ で る 改 題 規 名 正 定 を含 前 \mathcal{O} 欄 傍 に 線 む ک を れ 付 以 12 下 L 対 た 応 部 \mathcal{O} す 分 条 る 12 \mathcal{O} ŧ ょ お う \mathcal{O} 1 12 を 7 掲 同 改 げ Γ \Diamond て 1 改 な 正 \bigcirc 傍 11 後 線 ŧ 欄 \mathcal{O} に を は 付 掲

- 14/22 -

げ

使用構造材料一覧表	ト帯造計算チェックリス	構造計算書の種類	別表第三	建築基準法施行令第八十一条第二項第一 建築基準法施行令第八十一条第二項第一 により膜構造の建築物又は建築物の構造 により膜構造の建築物又は建築物の構造 即」という。)第一条の三第一項第一号ロ(2) (ii) 全年を強力ところによる構造計算書を 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略) 一・二 (略)	
構造耐力上主要な部分である部材(で で で で で を を を で で を を を で で を を で で を を で で で で で で で で で で で で で	明示すべき事項		会の四に定めるところによる構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 場合の構造計算書を定める件 の四に定めるところによる構造計算書を次のように定める。 ・二 (略) ・二 (略) ・二 (略) の安全性を確かめた場合 別表第三とする。 の安全性を確かめた場合 別表第三とする。	改正後
			(新設)	建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造計算書を定める件 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。)第一条の三第一項第一号ロ②(i)の規定に基づき、膜構造の建築物又は建築物の構造計算書を次のように定める。	改正前

(_)						
基礎・地盤説明書(施			結果等説明書			
地盤調査方法及びその結果	性に関する検討内容構造計算の仮定及び計算結果の適切	ては、その検討内容構造計算が行われている場合にあっ特別な調査又は研究の結果に基づき	認定番号、使用条件及び内容用されている場合にあっては、その大法等その他特殊な構造方法等が使く国土交通大臣の認定を受けた構造と国土交通大臣の認定を受けた構造	番号 本の規定に基づく国土交通大臣の認定にを受けたものである場合にあっては、その使用位置、形状及び寸法、は、その使用位置、形状及び寸法、は、その規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあって	算出方法 力及び材料強度の数値及びそれらの使用する材料の許容応力度、許容耐	っては、当該規格)及び使用部位の材料の種別(規格がある場合にあ接合部を含む。)に使用される全て

部材断面表	略軸組図	略伏図		を除く。) を除く。)	5 出合定名	を算出する場合で基礎ぐいの許容支定した算出方法に	うかごり
寸法及び仕様要な部分である部材の断面の形状、各階及び全ての通りの構造耐力上主	びに開口部の位置である部材の種別、配置及び寸法並全ての通りの構造耐力上主要な部分	口部の位置の間では、配置及び寸法並びに開いがの種別、配置及び寸法並びに開き、配置及び寸法がである	らの算出方法一様でいの許容支持力の数値及びそれ地盤の許容応力度並びに基礎及び基	より設定した地盤の特性値置、層の構成及び地盤調査の結果に構造計算において用いた支持層の位	種別、位置、形状、寸法及び材料の種別、位置、形状、寸法及び材料の基礎の工法(地盤改良を含む。)の	直接基礎を用いた場合を除く。)地下水位(地階を有しない建築物に	下部分を含む。)の位置地層構成、支持地盤及び建築物(地

	び基礎反力図を含む。応力計算書(応力図及									荷重・外力計算書
合にあっては、暴風時)における柱地震力によって生ずる力を上回る場地震時(風圧力によって生ずる力が	生ずる力の数値及びその算出方法構造耐力上主要な部分である部材に	膜面の張力の分布略伏図上に記載した特殊な荷重及び	び外力の数値及びそれらの算出方法土圧、水圧その他考慮すべき荷重及	膜面の張力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	法を特殊な荷重の数値及びその算出方を特殊な荷重の数値及びその算出し	た積載荷重の数値及びその算出方法各階又は各部分の用途ごとに算出し	固定荷重の数値及びその算出方法

				比図を含む。)		
の計算書	力度の比率接合部を含む。)の応力度と許容応構造耐力上主要な部分である部材(びせん断の許容応力度接合部を含む。)の軸方向、曲げ及構造耐力上主要な部分である部材(びせん断の応力度接合部を含む。)の軸方向、曲げ及構造耐力上主要な部分である部材(する方向じる荷重の種別及び当該荷重が作用す記号、部材断面の仕様、部材に仕接合部を含む。)の位置、部材に付接合部を含む。)の位置、部材に付	基礎反力図に記載すべき事項及び同告示別記第二号様式に定める応力図七号別記第一号様式に定める応力図平成十九年国土交通省告示第八百十	せん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するが負担するせん断力及びその分担率

		(四)	(<u>=</u>)			
		使用構造材料一覧表	算書相対変形量に関する計	計算書	基礎ぐい等計算書	
番号 番号 番号 番号 番号	算出方法 力及び材料強度の数値及びそれらの使用する材料の許容応力度、許容耐	該規格)及び使用部位別(規格がある場合にあっては、当る帳壁に使用される全ての材料の種屋根ふき材、外装材及び屋外に面す	の計算書告示第五第三項に規定する構造計算	造計算の計算書告示第五第一項第四号に規定する構	する構造計算の計算書基礎ぐい、床版、小ばりその他の構	定比図に記載すべき事項七号別記第三号様式に定める断面検平成十九年国土交通省告示第八百十

	風圧力の数値及びその算出方法
応力計算書	生ずる力の数値及びその算出方法屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に
屋根ふき材等計算書	の計算書告示第五第五項に規定する構造計算
するものとする。構造計算書の作成に当たっては、	mたっては、次に掲げる事項について留意
の他の構造計算書の記事に提出さ	他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことそ
かめるためこ凶要な! 一二 建築物の構造等の!	かめるためこ公要な図書の自加、変更等を守うこと。 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確
三他の構造を併用す	、
四の表の略伏図及び略軸組図は、構造別に応じて構造計算書を作成すること。	.の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構のて構造計算書を作成すること。
グラムによる構造計:	様相を示した図に代えることができるものとするほか、プロ
とができるものとする。	る構造計算を行わない場合にあっては省略するこ

附

則